

平成 22 年度国土政策関係研究支援事業実施要綱

本事業は、国土計画・国土政策等に関する調査・研究を行う若手研究者に対して、研究課題を広く公募し、提出された研究企画案を審査の上、優秀な研究企画案に対し、研究委託の形式による研究助成を行うものです。

(1) 助成対象者

原則として以下のいずれかに該当する年齢 40 歳未満（平成 22 年 4 月 1 日現在）の者 1 名又はグループとし、日本国内で研究している以下の条件を満たしている者であれば、国籍は問いません。ただし、この業務の事務局（財団法人土地総合研究所）の役員・職員は対象外とします。

1. 学校教育法による大学の学部、大学院、短期大学又はこれらに附属する機関に研究者として所属する者
2. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第 3 4 条の規定により設立された法人等で調査研究を行う機関に研究者として所属する者
3. 地域づくり、まちづくり等に取り組んでいる特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定により設立された特定非営利活動法人に所属する者
4. その他国土計画・国土政策等に関する調査研究を行う者（法人に所属している者に限る。ただし、国及び地方公共団体の職員は代表者となることはできません。）

(2) 研究分野

助成の対象となる研究は、国土計画、国土政策等に関する研究とします。

なお、国土計画、国土政策が多くの学問分野に関係していることに鑑み、研究者の専攻分野や研究手法については制限を設けません（都市工学、土木工学などの自然科学、法学、経済学などの社会科学、人文科学、その他幅広い専攻分野の研究者からの応募も可。専攻分野の異なる研究者による共同研究も可）。

また、本年度より政策上の重要課題をテーマにした「指定課題」を設け、該当する研究提案を優先的に選定します。今年度は以下の 4 つを指定課題とし、募集します。

≪指定課題 1≫ 『新しい公共』

「新しい公共」の考え方に基づく多様な主体による地域経営等を題材とした研究

≪指定課題 2≫ 『国土情報』

地理空間情報の活用や国土情報を題材とした研究

≪指定課題 3≫ 『大都市圏政策』

これまでの大都市圏政策について、現状のレビュー等を踏まえた評価等を題材とした研究

《指定課題 4》『官民連携による広域的な地域の成長戦略』

広域的な地域が官民連携により自立・成長するための戦略を題材とした研究

(3) 助成金額、範囲及び件数

1. 1件あたり助成金は概ね 200 万円程度を限度とし、総額 1,800 万円程度の助成を行う予定です（研究期間は平成 22 年度内とします）。
2. 助成金の使途は、研究に直接必要な費用（以下、「直接経費」という）及び間接経費（直接経費の 10%以内）とし、直接経費の内訳は人件費（研究者本人に係るものは除く）、資料費、消耗品費、旅費（東京で開催する中間報告会、最終報告会に出席するための費用を含む）、印刷製本費等とします。

助成金の使途については、研究終了後に（所定の書式で）会計報告書を提出していただきます。金額のいかに係わらず領収書（写しで可）を添付してください。収支報告書に不備がある場合は、再提出をお願いする場合があります。

3. 以下の場合は助成金の全部、または一部の返還を求めることがあります。
 - ア. 助成金を、助成に係る研究内容以外の用途に使用した場合
 - イ. 助成を受けた研究を中止、もしくは著しくその規模を縮小した場合
 - ウ. 助成に係る研究を遂行する見込みが立たなくなった場合
 - エ. 助成対象者に故意または過失の不正行為があった場合
 - オ. 成果報告、会計報告の作成・提出などに関して助成対象者が義務を遂行しない、もしくは著しく反する行為があった場合
 - カ. その他、事務局が不適切と判断した場合

(4) 助成方法

事務局と助成対象者（グループの場合は代表者）の所属する機関との間で研究助成（委託）に関する契約を締結して行います。

なお、応募される前に、所属する機関に事務局と契約締結可能か確認することをお勧めします。

(5) 助成条件

助成対象者は、以下の条件を遵守しなければなりません。

1. 研究内容は、助成対象者自身及び他の研究者による既往の研究、もしくは他の研究助成機関等からの助成を予定している研究の内容と重複するものであってはならないこと。
2. 助成対象者は、平成 22 年 11 月下旬までに、研究の進捗状況について、指定の方法により中間報告を行わなければならないこと。
3. 助成対象者は、研究成果を取りまとめた研究成果報告書（要旨及び本編により構成し、

日本語に限る)を 20 部及び CD-R、MO などの電子媒体を指定の期日までに提出しなければならないこと。

4. 助成対象者は、別途指定する方法により、研究成果に関する報告及び会計報告を行わなければならないこと。
5. 研究成果は、国土交通省に帰属するものとし、本報告書の一部又は全部をホームページに掲載することができるものとする。

助成対象者は、当該研究成果を発表する場合、「国土政策関係研究支援事業を活用して行った研究の成果」であることを表示しなければならないこと。

また、国土交通省は、助成対象者に対して当該研究成果の活用状況について調査することがあること。

ただし、当該研究により発生した特許等の知的財産権については、産業活力再生特別措置法第 30 条（日本版バイ・ドール条項）の規定に基づき、一定の条件を付した上で研究者又は研究者の所属する法人に帰属すること。

6. その他、助成にあたり必要な条件、事項は、別途定めるところによること。
- ※ 同一人が複数の応募申請をすることは可能ですが、原則として同一人が含まれる研究課題が重複して採択されることはありません。

(6) 助成申請方法

以下の書類を、平成 22 年 6 月 11 日（金）までに、事務局あて、E-mail、郵送又は持参により提出してください。

1. 申請者の氏名、専攻分野、所属機関の名称等を記載した申請書（別紙様式 1 ）
2. 研究の課題、目的、内容等を記載した研究計画書（別記様式 2 で 3 枚程度）及び研究計画表（別記様式 2 - 2）
3. 研究に要する費用の研究費用予定内訳書（別記様式 3）
内訳には人件費、資料費等としてその実態に即した科目を用いてください。
4. 同意・誓約書（別記様式 4）
5. アンケート

提出にあたっての注意

- ※ 郵送、持参の場合も電子媒体を添付してください。文書は Word で作成、PDF 版を添付してください（手書きの場合は楷書で記載）。なお、OS は Windows か Mac かを明記してください。
- ※ 郵送で提出する場合、6 月 11 日（金）必着を有効とします。宅配便、メール便は 11 日 17 時までには届くものでご利用ください。
- ※ E-mail で提出する場合、6 月 11 日（金）17 時台発信のものまで有効とし、同意書・誓約書については署名捺印した書類を同日必着で郵送してください。

- ※ 持参の場合、事務局の受付時間は 9：30－17：00（土・日・祝休日は定休）です。
17：00 を過ぎる場合は、事前にご連絡ください。
※ 提出文書は返却いたしませんのでご了承下さい。

応募先

〒105-0003 東京都港区西新橋 1－7－1 虎ノ門セントラルビル 8階
財団法人土地総合研究所内、「国土政策関係研究支援事業」事務局（担当：大澤（調査部））
Tel：03-3509-6973
E-mail：kokudojosei[at]tochi.or.jp [at]を@に直して発信してください。

(7) 応募案件の審査及び助成対象の決定

応募案件は、選考委員会で審査の上、有意義と認められる研究案件を選び、助成対象として決定します。

(8) 審査結果の通知

審査結果については、申請書記載の代表者に E-mail でその所属機関に郵送で通知します（7月上旬予定）。

また、助成対象となった研究については、研究テーマ、研究者名をホームページ等で公表します。なお、審査内容に関するお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

(9) スケジュール

平成 22 年	6 月 11 日 応募締切り
	7 月上旬 選考結果通知、研究委託契約締結
	7 月上旬 研究開始
	8 月下旬 研究進捗状況報告
	11 月下旬 中間報告会
平成 23 年	2 月下旬 研究成果報告会
	3 月上旬 研究成果報告書、会計報告書の提出
	3 月中旬 研究費精算

◎ 不明の点は事務局へお問い合わせください。

財団法人土地総合研究所内、「国土政策関係研究支援事業」事務局（担当：大澤（調査部））
Tel：03-3509-6973
E-mail：kokudojosei[at]tochi.or.jp [at]を@に直して発信してください。